



「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」ことをご存じですか

日常生活の中では必ず廃棄物（ごみ）が出てしまいます。普段、私たちはごみや資源物を指定袋で決められた日にごみステーションに出して、快適な住環境を維持しています。

一方で、道路わきにペットボトルやタバコの吸い殻などが落ちているのが散見されます。

廃棄物処理法の第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、違反した場合は罰則も定められています。

■「みだりに」とは

簡単に言うと「正当な理由がないのに」といった意味です。以下の行為は捨てていい「正当な理由がない」ので「不法投棄」とされます。

- ・バス停にペットボトルを置いたままにする
 - ・橋の下にごみ袋を捨てる
 - ・他人の敷地に古タイヤを捨てるなど
- 廃棄物はきちんとご自身で処理し、外出先で出たごみも持ち帰りましょう。

■もし私有地内にごみが捨てられたら

不法投棄をした者が特定できないことが多いため、土地の所有者が処分しなくてはならなくなってしまうです。予防策は、人が近づいたら光るライトやダミーの防犯カメラを設置する、こまめに草刈りを見通しを良くするなどです。

今年4月から半年間の不法投棄は5件です。不法投棄された場所はさまざまですが、内容物から氏名などが判明した場合は警察署へ通報しています。

燃やせるごみ（生ごみ）の水分量を減らしましょう

千歳市の焼却施設に運んでいる「燃やせるごみ」のうち約40%が生ごみと推計されます。燃やすごみの量（重さ）は町が支払うごみ処理負担金の額に影響します。生ごみを含む水分は燃焼させるため

灯油用ホームタンクの点検はお済ですか

これからの季節は積雪によるホームタンクの転倒や、除排雪による灯油銅管の破損など、灯油が漏れる事故が多くなっています。灯油が漏れると火災のおそれのほか、土壌や地下水への汚染、さらに河川に流出してしまうと下流域でその水を使用する農作物や飲料水への被害が発生するなど、大きな損害を与える可能性があります。汚染した土壌の除去費用などの損害額の補償は灯油を流出させた方の責任になります。数十万から数百万円、多いときは数千万単位の請求が発生したこともあり、ホームタンクや配管の点検には十分な注意が必要です。

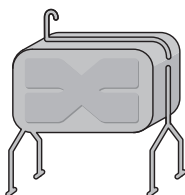
に多くの燃料を必要としますし、軽くなれば運搬経費も節減できます。町では生ごみの含有水分量を減らす「生ごみ処理機」や、たい肥化するための「コンポスト」の購入費補助を行っています。詳しくは広報くりやま5月号の5ページに掲載していますので、ぜひご利用ください。

ホームタンクの点検ポイント

- ① 灯油の残量が不自然に減っていないか。
 - ② ホームタンク本体に穴が開いていませんか。
 - ③ ストレーナカップや送油配管に穴やひび割れはありませんか。
 - ④ ホームタンクの足場はぐらついていませんか。
- 油漏れを発見したときは、火災防止のため速やかに消防署へ連絡してください。

【問い合わせ】

南空知消防組合消防署
☎ 0115 020150



令和8年度
入所申込受付開始

保育所 認定こども園 児童クラブ

- 申込期間 -
11/4 (火) ~ 11/28 (金)

令和8年度に新たに保育所・認定こども園・児童クラブに入所を希望する児童の申込みを受け付けます。

【申請先・問い合わせ】

福祉課福祉・子育てグループ
(窓口⑤番)
☎ 73-2222

※入所申込書なども配布しています。

保育所（表1） 認定こども園（表2）

◆入所条件

- 次のいずれかの理由で保護者および同居の親族の方が家庭でお子さんを保育できない場合
- ① 就労（フルタイム・パート・自営）
 - ② 妊娠・出産

- ③ 保護者や同居者の疾病・障がい
- ④ 就職活動
- ⑤ その他

◆保育時間

・標準時間
午前7時半～午後6時半（就労時間）が月120時間以上の方

・短時間
午前8時半～午後4時半（就労時間）が月64時間以上120時間未満の方

◆申込みに必要な書類

- ① 申請書（町様式）
- ※第3希望までの記入必須です。入所希望の多い保育所は調整しますので、希望通りに入所できない場合があります。
- ② 雇用証明書または保育が必要な理由を確認できる書類（育休明けの方は育休期間のわかる書類）。

【表1】町内の保育所

保育所名（経営主体名）	住所・電話	定員	受入年齢
継立まつば保育園 (学校法人 松田学園)	継立 176 ☎ 75-2032	20人	生後9週～
マロンキッズ保育園 (学校法人 松田学園)	朝日 3丁目 ☎ 76-7258	19人	生後9週～ 3歳未満

【表2】町内の認定こども園（2・3号）

園名（経営主体名）	住所・電話	定員	受入年齢
栗山いちい認定こども園 (社会福祉法人 水の会)	中央 3丁目 ☎ 72-1572	90人	生後9週～
幼保連携型 栗山めぐみこども園 (学校法人 栗山立正学園)	錦 2丁目 ☎ 72-4914	30人	満1歳～

【表3】町内の児童クラブ

クラブ名（地区名）	定員	開設時間
にじのこ児童クラブ1組(栗山)*	40人	【月～金曜】 下校時～ 18:30 【土曜・夏・冬 休み、学校休 業日】8:00 ～18:30
にじのこ児童クラブ2組(栗山)*	40人	
マロンキッズ児童クラブ(朝日)	20人	
どんぐり児童クラブ(角田)	20人	
かぜのこ児童クラブ(継立)	20人	

※栗山地区児童クラブ利用希望の場合は、定員を超えると待機になる場合があります。

◆申込みに必要な書類

- ① 児童クラブ利用申込書
- ② 雇用証明書
- ③ 令和7年度の住民税課税（非課税）証明書（令和7年1月1日に本町に住民登録のない方のみ）

◆利用料

令和7年度の住民税額により5段階にわかれています。（傷害保険料を別途負担あり）

児童クラブ（表3）

◆利用条件

昼間、保護者が仕事などでない家庭の小学1～6年生が対象